

令和元年度
財政援助団体等監査報告書

大網白里市監査委員

監 第 314 号
令和元年11月29日

大網白里市長	金坂 昌典 様
大網白里市議会議長	岡田 憲二 様
大網白里市教育委員会教育長	深田 義之 様

大網白里市監査委員 古川 光夫
同 加藤岡 美佐子

令和元年度財政援助団体等監査の結果報告について
地方自治法第199条第7項の規定により財政援助団体等監査を実施したの
で、同条第9項の規定により次のとおり提出します。

令和元年度財政援助団体等監査報告

第1 監査の対象及び説明聴取期日

監 査 対 象 団 体 等	説明聴取期日	
大網白里市家庭教育学級（所管課：生涯学習課）、大網白里市子ども会育成連絡協議会（所管課：生涯学習課）、大網白里市 PTA 読書会連絡協議会（所管課：生涯学習課）、大網白里市文化協会（所管課：生涯学習課）、大網白里市産業文化祭実行委員会文化部会（所管課：生涯学習課）、大網白里市食生活改善協議会（所管課：健康増進課）	10 月	23 日

第2 監査の範囲

平成30年4月1日から平成31年3月31日までに執行された財務に関する事務の執行。

第3 監査の期間

令和元年10月4日から同年10月23日まで

第4 監査の方法

財政援助団体等監査を実施するにあたっては、地方自治法第199条第7項の定めるところにより、補助金が交付目的に沿って適正に活用されているかを主眼とし、財政援助団体等から必要書類の提出を求めるとともに、説明聴取を実施した。

第5 監査委員の除斥

加藤岡美佐子監査委員については、大網白里市食生活改善協議会の会員であるため、同団体の財政援助団体等監査の際には、地方自治法第199条の2の規定により除斥した。

第6 監査の結果

財政援助団体等監査については、交付目的に沿いおおむね適正に執行されているものの、以下のとおり改善を要する事項が認められた。

1 指摘事項

【大網白里市家庭教育学級（所管課：教育委員会生涯学習課）】

補助金の額の確定について

瑞穂幼稚園家庭教育学級の研修事業として開催されたスイーツデコ体験に係わる報償費に補助金から17,500円充当されており、その支払いの証拠書類を確認したところ、複写式の領収書の控えはあるものの領収書の原本が保管されていなかった。

実績報告書や支出内容を裏付けする領収書は、補助金の額の確定に係わる審査に不可欠なものであり、所管課は、領収書の原本を確認したとのことであるが領収書の原本が保管されていない以上、確認されたかは定かではない。

今後は、大網白里市補助金等交付基準（以下「補助金等交付基準」という。）に基づき十分な審査と確認を行い、当該団体に対しても補助金に係る証拠書類等の管理を適正に行うよう指導されたい。

【大網白里市家庭教育学級及び大網白里市子ども会育成連絡協議会（所管課：教育委員会生涯学習課）】

補助金関係書類の事務処理について

補助金変更決定通知書において、補助事業に要する経費の配分及び補助金等の額の区分欄における事項名、事業又は事務費、内補助金等の額の記載が、補助金交付決定通知書とは異なり、補助の対象とする事業又は事務費、内補助金の額が不明確のまま、補助金の変更決定通知がなされていた。（大網白里市家庭教育学級の内、瑞穂幼稚園家庭教育学級、増穂幼稚園家庭教育学級、白里幼稚園家庭教育学級、大網小学校家庭教育学級、増穂北小学校家庭教育学級、及び大網白里市子ども会育成連絡協議会）

変更決定通知書が適正でない状況で実績報告が提出されているために、所管課は変更決定通知に基づき適正に会計処理されたか確認できないまま、決定通知を行っていたことになる。

事務処理としては改善を要する事項であり、変更決定通知書においては交付決定通知書の作成例に基づき適正な事務の執行に努められるとともに、十分な審査をお願いしたい。

【大網白里市産業文化祭実行委員会文化部会（所管課：教育委員会生涯学習課）】

食糧費（弁当代）の支出について

補助金等交付基準によると、事業の実施に直接必要な無償の役務の提供が、昼食時または夕食時をはさんで6時間以上あった場合に弁当代は、例外として認められている。

しかしながら、大網白里市産業文化祭実行委員会文化部会を監査したところ、文化の部のステージ発表において、司会者に謝礼として60,000円（2日分）

を支出しているにもかかわらず昼食代として、1,160円(2日分)を支出していることが見受けられた。

補助金の支出にあたっては、補助金等交付基準に従い、補助金の使途に合致するか十分確認され適正な支出を行われたい。

2 意見

【大網白里市家庭教育学級(所管課：教育委員会生涯学習課)】

補助金の適正な支出について

増穂幼稚園家庭教育学級より提出された会計帳簿の記載では収支決算(見込)書の補助金が正しく充当されているのか不明確であった。

補助金等交付基準によると実績報告書が提出された時は、補助金等の不適切な支出がないかを補助対象経費に係る領収書等の支払証拠書類でその使途を確認することとしていることから、所管課は交付額確定に際しての審査が不十分であったと言える。

補助金等交付基準を習熟し厳格なチェックと指導をお願いしたい。

補助金の使途について

平成30年度の家庭教育学級補助金は、幼稚園、小学校、中学校の各14の家庭教育学級が行う事業に対して、家庭教育学級毎に22,000円の補助金を交付している。

補助の対象となる事業は、令和元年10月8日に定められた大網白里市家庭教育学級補助金交付要綱では、家庭教育の推進に関する事業、研修、講演会その他の保護者の学習支援に関する事業、及びその他市長が家庭教育の支援及び充実に必要と認める事業とされている。平成30年度の補助金を対象とした今回の監査では、補助金の主な使途として、具体的には、そば打ち教室、ヨガ体験レッスン、アロマ講習、料理教室等の講師料や材料費に支出されていることが確認された。参加人数は講師の都合上調整されているものの、全体的に少数であり、7名程度で実施されている学級などもあり、開催事業が家庭教育に結びつくものなのかは疑問があるが、参加者は、家庭における子供への接し方等について学習できたとする意見等も多い。

補助金の使途としては、公平性の観点から保護者が多数参加できるような企画が望ましく、また事業終了後には、成果を検証し見直しを行うなどして次年度の計画に反映されたい。

更に、当該団体の設立された趣旨に基づき補助対象となる事業や補助金の充当先の経費を明確化し、補助団体に対して、統一的な指導を図られたい。

【大網白里市文化協会（所管課：教育委員会生涯学習課）】

十枝の森保存事業の明確化について

大網白里市文化協会では、十枝の森保存事業として「十枝の森を守る会」に補助金の内237,000円を再交付し、同会の十枝の森の維持管理活動を支援しているとしている。

令和元年10月8日に定められた大網白里市文化協会事業補助金交付要綱の「市内文化事業団体の支援に関する事業」に該当すると思料するが、十枝の森保存事業が、大網白里市文化協会事業補助金交付要綱に記載のある「市内の文化事業団体の支援に関する事業」に含まれるかどうかは総合的に判断しづらいところである。

十枝の森は市の所有資産であることから、「十枝の森を守る会」の活動に対する補助金が、有効な補助金の支出となしうるよう、事業の目的や補助対象経費等を明確にした、交付要綱又は支出基準等を整備されたい。

【参考】

1 指摘事項

- ・法令等に違反する事項又は不当な事項であり改善が必要なもの。
- ・3E（経済性：Economy、効率性：Efficiency、有効性：Effectiveness）の観点から著しく不適切又は不合理であると認められるもの。

2 意見

- ・事務処理等について違法ではないものの改善することにより適正な事務の執行が図られると認められるもの。又は複数の課等に共通する改善の方向性についての監査委員の見解。